

# 伊那市議会基本条例（案）の概要及び骨子

\*議会基本条例は、議会に関する基本的事項を総合的体系的に規定する条例です。

「市民に信頼される議会」そして「市民に開かれた議会」を目指すことの必要性から多くの議会で「議会改革」に向けた取組みが活発に行われるようになってきています。そのうちの一つの取組みが「議会基本条例」の制定です。

伊那市議会が目指すべき基本条例（案）の概要は下記のような内容です。

## 前 文

条例を制定するに至った過程、制度趣旨、理念等を記載

## 第1章 総則

目的・基本理念・基本方針を示す

目 的 議会基本条例を制定することにより、市民の福祉向上や市政の発展に寄与するものであることを明記する。

基本理念 議会が地方自治の本旨に基づき地方自治の実現を目指すこと

基本方針 議会の目指すべき方針を示す

情報の公開と市民が参画しやすい議会運営

市民の意思の確認と市政に反映させること

行政に対する監視機能

議会としての政策立案または政策提言に努める

## 第2章 議員の責務及び活動原則

議員は市民全体の代表者であること。

議員としての資質の向上や市民の意思の把握に努めること。

議員として市民に説明責任を果たすべきこと。

## 第3章 議会運営の原則と議会の機能

市民に開かれた議会、分かりやすい議会を目指すこと。

議会が行政の執行状況を監視する責務があること

議会として政策立案、政策提言を積極的に行うこと

## 第4章 市民との関係

市民の議会活動への参画の機会の確保

市民との意見交換の場の設定等市民の意思の確認に努める  
議会として情報公開の推進に努める  
議会の諸活動を市民に対して説明する責務がある  
議会として多様な広報手段により市民への広報活動に努める

## **第5章 市長等執行機関との関係**

議会における決議や提言を尊重すること  
重要な計画、政策や課題について議会に対する説明に努める  
行政の執行状況の監視及び評価  
議会活動充実のための予算の確保等広く配慮すること  
市長等の議員に対する反問権を規定

## **第6章 議員の政治倫理**

議員として厳しい政治倫理に徹して、公正、誠実、清廉を基本として行動すること

## **第7章 会派及び政務調査費**

議会は会派の構成や活動を尊重すること  
会派は政策立案、政策決定、政策提言等を積極的に行い、市民の意思の反映と合意形成につとめること  
会派は政務調査費の活用については議員の調査研究に資するものに限ること  
政務調査費は全ての支出の証拠を明確にしておくよう透明性を確保する